

第3次北秋田市総合計画等策定支援業務
応募型プロポーザル審査要領

北秋田市総務部総合政策課

第3次北秋田市総合計画等策定支援業務応募型プロポーザル審査要領

1. 目的・趣旨

第3次北秋田市総合計画等策定支援業務応募型プロポーザルの実施にあたり、その審査の具体的な取扱いについて定めるものである。

2. 審査方法

- (1) 第3次北秋田市総合計画等策定支援業務応募型プロポーザル審査委員（以下「審査委員」という。）が評価を行う。
- (2) 審査委員はプレゼンテーションの内容について評価項目毎に点数により採点を行い、各審査委員の採点の集計結果として得点の上位の者を契約候補者として選定する。なお、合計点数が同点になった場合には、審査委員の協議により1者を選定する。
- (3) 応募者1者の場合もプレゼンテーションを実施し、審査員の合計点数が6割以上を選考の基準とする。
- (4) プレゼンテーションの時間は30分以内（内訳：準備5分以内、説明15分以内、質疑応答10分以内）とする。
- (5) 審査結果については市のホームページで公表する。

3. 採点・選定

審査委員は提出された各企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について、別添1「第3次北秋田市総合計画等策定支援業務 契約候補者選定に係る評価基準」に掲げる評価項目及び評価の基準に従い評価を行う。

【評価区分】

評価点	評価基準
5点	記載・説明された内容が特に良い
4点	記載・説明された内容が良い
3点	記載・説明された内容が普通である
2点	記載・説明された内容がやや劣る
1点	記載・説明された内容が劣る

別添 1

第 3 次北秋田市総合計画等策定支援業務
契約候補者選定に係る評価基準

評価項目	評価の基準		配点	評価の 換算点 (加重 倍率)
①企画提案 の内容	企画目的・ 方針の妥当 性	・ 目的、業務仕様書に沿った内容となっているか	5	1.5
		・ 視点や方向性が国や県の関連する計画等との整合性がとれ、「実効性の高い計画書」とするための具体的な方針や手法などが示されているか	5	3.0
	提案内容	・ これまでの総合計画や総合戦略を踏まえて、本市の現状や課題、将来予測をとらえ、本市の個性、特色を生かせる提案が盛り込まれているか	5	3.0
		・ 計画の構成・デザインなど市民や職員へわかりやすくなるような工夫が凝らされた提案となっているか	5	3.0
		・ 業務仕様書に示された事項以外に、本市にとって有益な独自提案が示されているか	5	2.0
②実績及び 業務実施 体制	実施主体の 適格性	・ 類似業務の受託実績が豊富にあるか	5	-
		・ 本業務に係る手順・スケジュールは妥当なものとなっているか	5	1.5
		・ 実施体制（人員体制）、財務、経営状況から履行能力が本業務の内容に見合ったものか	5	2.0
③プレゼン テーショ ン能力	明 確 な 説 明 ・ 回 答	・ 提案内容を明確に説明しているか。また選定委員の質問に対して明確に回答しているか。	5	-
④見積書	業務のコス ト	・ 見積金額と提案内容との整合性はとれているか	5	2.0
合計			100	

※評価の換算点（加重倍率）に記載のある項目は、5段階評価の点数にその加重倍率を乗じて評価点（100点満点）とする。